

愛知県立中学校学則の一部改正について

このことについて、愛知県立中学校学則の一部を改正したいので、別添案を添えて請議します。

令和8年3月26日提出

教育長 川 原 馨

説 明

この案を提出するのは、愛知県立中学校(愛知県立愛知総合工科高等学校附属中学校、愛知県立時習館高等学校附属中学校、愛知県立いちのみや中学校、愛知県立とよた中学校、愛知県立豊田西高等学校附属中学校、愛知県立西尾高等学校附属中学校、愛知県立こまき中学校及び愛知県立日進高等学校附属中学校)を設置することに伴い、所要の改正を行う必要があるからである。

愛知県立中学校学則の一部改正の概要

1 改正の概要

令和8年4月に愛知県立中学校(愛知県立愛知総合工科高等学校附属中学校、愛知県立時習館高等学校附属中学校、愛知県立いちのみや中学校、愛知県立とよた中学校、愛知県立豊田西高等学校附属中学校、愛知県立西尾高等学校附属中学校、愛知県立こまき中学校及び愛知県立日進高等学校附属中学校)を設置することに伴い、所要の改正を行う。

2 改正の内容

- (1) 併設中学校として、愛知県立愛知総合工科高等学校附属中学校始め5校を加える。
- (2) 併設中学校のコース、入学定員及び通学区域を定める。
- (3) 夜間中学として、愛知県立いちのみや中学校始め3校を加える。

3 施行期日

令和8年4月1日

愛知県立中学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

愛知県教育委員会教育長 川原 馨

愛知県教育委員会規則第 号

愛知県立中学校学則の一部を改正する規則

愛知県立中学校学則（令和六年愛知県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「愛知県立とよはし中学校」の下に「、愛知県立いちのみや中学校、愛知県立とよた中学校及び愛知県立こまき中学校（以下「夜間中学」という。）」を加え、同項第一号中「豊明市、」を「豊明市及び」に改め、「並びに同郡南知多町篠島及び日間賀島」を削り、同項中第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

一 日進市及び愛知郡東郷町 愛知県立豊田西高等学校附属中学校

三 豊田市及びみよし市 愛知県立日進高等学校附属中学校

第一条第一項に次の一号を加える。

五 知多郡南知多町篠島及び日間賀島 別表備考第二号に規定する三河学区を通学区域とする
県立中学校

第一条第二項及び第六条第二項中「愛知県立とよはし中学校」を「夜間中学」に改める。

第十一条の見出しを「（夜間中学への再入学）」に改め、同条中「愛知県立とよはし中学校を」を「夜間中学を」に、「愛知県立とよはし中学校へ」を「退学した夜間中学へ」に改める。

別表愛知県立明和高等学校附属中学校の項中「八〇」を「七〇」に改め、同項の次に次の二項を加える。

愛知県立愛知総合工科高等学校附属中学校	理工探究	三五	県内全域
愛知県立時習館高等学校附属中学校	普通	七〇	三河学区

別表愛知県立半田高等学校附属中学校の項から愛知県立刈谷高等学校附属中学校の項までの規定中「八〇」を「七〇」に改め、同表に次の三項を加える。

愛知県立豊田西高等学校附属中学校	普通	七〇	三河学区
愛知県立西尾高等学校附属中学校	グローバル探究	七〇	三河学区
愛知県立日進高等学校附属中学校		三五	尾張学区

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

愛知県立中学校学則の一部改正新旧対照表

新

(コース、入学定員及び通学区域)

第一条 県立中学校(愛知県立とよはし中学校、愛知県立いちのみや中学校、愛知県立とよた中学校及び愛知県立こまぎ中学校(以下「夜間中学」という。))を除く。以下この項及び第六条第一項において同じ。)のコース、入学定員及び通学区域は、別表のとおりとする。ただし、次の各号に掲げる地域に居住する者は、それぞれ、当該各号に定める県立中学校に通学することができる。

一 大府市、豊明市及び知多郡東浦町 愛知県立刈谷高等学校附属中学校

二 日進市及び愛知県東郷町 愛知県立豊田西高等学校附属中学校

三 豊田市及びみよし市 愛知県立日進高等学校附属中学校

四 略

五 知多郡南知多町篠島及び日間賀島 別表備考第二号に規定する三河学区を通学区域とする県立中学校

2 夜間中学の通学区域は、県内全域とする。ただし、県外に住所を有する者でその勤務地が県の区域内にあるものは、夜間中学に通学することができる。

(入学資格)

第六条 略

2 夜間中学に入学することができる者は、次に掲げる者とする。

旧

(コース、入学定員及び通学区域)

第一条 県立中学校(愛知県立とよはし中学校を除く。以下この項及び第六条第一項において同じ。)のコース、入学定員及び通学区域は、別表のとおりとする。ただし、次の各号に掲げる地域に居住する者は、それぞれ、当該各号に定める県立中学校に通学することができる。

一 大府市、豊明市、知多郡東浦町並びに同郡南知多町篠島及び日間賀島 愛知県立刈谷高等学校附属中学校

二 略

2 愛知県立とよはし中学校の通学区域は、県内全域とする。ただし、県外に住所を有する者でその勤務地が県の区域内にあるものは、愛知県立とよはし中学校に通学することができる。

(入学資格)

第六条 略

2 愛知県立とよはし中学校に入学することができる者は、次に掲げる者

一以下略

〔夜間中学への再入学〕

第十一条 夜間中学を退学した者が退学した夜間中学への再入学を願い出たときは、校長は、当該者が退学した時に属していた学年以下の学年に入学を許可することができる。

別表（第一条関係）

名	称	コース	入学定員（人）	通学区域
愛知県立明和高等学校附属中 学校		普通	七〇	尾張学区
		音楽	二〇	県内全域
愛知県立愛知総合工科高等学 校附属中学校		理工探 究	三五	県内全域
愛知県立時習館高等学校附属 中学校		普通	七〇	三河学区
愛知県立半田高等学校附属中 学校		普通	七〇	尾張学区
愛知県立津島高等学校附属中 学校		国際探 究	七〇	県内全域
愛知県立刈谷高等学校附属中 学校		普通	七〇	三河学区

とする。

一以下略

〔愛知県立とよはし中学校への再入学〕

第十一条 愛知県立とよはし中学校を退学した者が愛知県立とよはし中
校への再入学を願い出たときは、校長は、当該者が退学した時に属して
いた学年以下の学年に入学を許可することができる。

別表（第一条関係）

名	称	コース	入学定員（人）	通学区域
愛知県立明和高等学校附属中 学校		普通	八〇	尾張学区
		音楽	二〇	県内全域
愛知県立半田高等学校附属中 学校		普通	八〇	尾張学区
愛知県立津島高等学校附属中 学校		国際探 究	八〇	県内全域
愛知県立刈谷高等学校附属中 学校		普通	八〇	三河学区

備考 略	愛知県立日進高等学校附属中 学校	愛知県立西尾高等学校附属中 学校	愛知県立豊田西高等学校附属 中学校
		究 カ ル 探	グ ロ ー 普通
	三五	七〇	七〇
	尾張学区	三河学区	三河学区

備考
略